

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から同年12月まで

私が20歳になったので、母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと聞いたことを記憶している。申立期間の納付記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同居し、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親については、昭和37年4月以降、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和57年4月から同年12月までについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から58年1月ごろに払い出されていることが確認できることから、このころに国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、当該期間は現年度納付が可能である上、市町村では、国民年金の加入届を受け付けた際、さかのぼって納付可能な現年度保険料について納付指導を行うのが通例であったことを踏まえると、申立人の母親が当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和57年2月及び同年3月については、申立人の国民年金の加入手続きが行われた上記の時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付

したとの主張は無い。

また、申立人の両親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私の母親が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を払って来ていた。また、結婚した昭和37年3月からは、義父が夫の保険料と一緒に納付してくれていた。夫の納付記録が有るのに、私の納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月以降、国民年金保険料を60歳まですべて納付しており、申立人の夫についても、36年4月から満額の老齢基礎年金を受給できるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年12月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、A市では、加入手続き時に保険料の未納期間が有った場合、過年度保険料についても納付書を発行して納付勧奨することが通例であり、当該期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年9月までについては、国民年金手帳記号番号が払い出された上記の時点では、当該期間は既に時効により納付できない時期であり、当該期間の国民年金保険料を納付する

には、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の母親又はその義父若しくは申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年3月まで

私が20歳になったので、義父が、私の国民年金の加入手続を区役所で行い、私たち夫婦の国民年金保険料を納付してくれていた。当時、金銭関係は義父が取り仕切っており、私だけ未納とされているとは考えられないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までについては、申立人の義父が国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫及び義父母については、申立期間の保険料が納付済みであることが確認できる上、申立人は、申立期間を除き、60歳到達時まで保険料の未納は無いことから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和40年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で、当該期間の保険料は過年度納付が可能である上、A市においては、国民年金加入時に時効となっていない未納保険料が有る場合、納付書を発行して納付勧奨することが通例であったことを踏まえると、申立人の義父が当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和37年10月から38年6月までについて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された上記の時点では、当該期間は

既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の義父又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から49年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

昭和46年10月に婚姻し、妻が、婚姻前の未納であった私の43年4月から46年12月までの国民年金保険料を集金人にまとめて納付し、その後は、妻自身の保険料と一緒に納付してくれた。申立期間が未納とされているので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和46年4月から49年3月までについて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻についても、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人及びその妻の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和46年10月に婚姻し、申立人の妻が、未納期間の国民年金保険料を納付し、その後は、自身の保険料と一緒に納付してくれたとしており、申立人の妻は、同年9月から49年3月までの保険料については、すべて納付期限内に納付していることが、申立人の妻が所持している国民年金手帳の検認印の日付から確認できることから、申立人の妻が、国民年金への加入手続を行った際に、当該期間の46年4月から同年12月

までの保険料をまとめて納付し、47年1月から49年3月までの保険料については、申立人の妻自身の保険料と一緒に納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間は納付済みであることから、申立人の妻が、自身の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和43年4月から46年3月までについて、申立人は、婚姻後、申立人の妻が、当該期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張している。

しかしながら、当該期間の国民年金保険料を納付したとする上記の時点では、当該期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、A市では、国庫金である過年度保険料及び特例納付の保険料については、取り扱っていないことが確認できることから、集金人に納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人の妻又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から39年3月まで

母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は家族と一緒に納付してくれていた。結婚以後は私自身で保険料を納付するように言われて国民年金手帳を受け取った。申立期間が未納となっているのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は昭和39年4月以降、60歳到達時まで国民年金保険料の未納は無く、一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親も36年4月以降、国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和39年8月に払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は、過年度納付が可能である上、A市においては、国民年金加入時に時効となっていない未納保険料が有る場合、納付書を発行して納付勧奨することが通例であったことを踏まえると、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年1月まで
申立期間の国民年金保険料は、A町とB市で支払ったはずであり、未納とされていることに納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳において、申立人が昭和41年11月14日に強制被保険者の資格を喪失し、42年2月3日に任意加入被保険者の資格を取得したとされているが、C県D郡A町（現在は、E市）が保管している「国民年金被保険者連名簿」により、申立期間を含む41年4月から同年12月までの国民年金保険料が納付済みであることが確認できることから、国民年金法(旧法)附則第6条の2に基づき、申立人は、引き続き被保険者とみなされるにもかかわらず、42年2月3日まで資格喪失とされている上、特殊台帳でも被保険者の資格が継続していることが確認できることを踏まえると、行政側の事務処理に不備があったものと認められる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳において、B市が昭和42年2月3日付けで3か月分の国民年金保険料を収納したことを示す検認印が有ることから、昭和41年度については、A町での納付に併せ、申立期間を含む12か月分すべての納付が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
当時、私の住んでいたA市B区C地区では、一斉に国民年金に加入し、国民年金保険料については、婦人会の会長が徴収していた。住所に変更も無く、なぜ、未納となっているのか、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年9月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人とその妻は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、A市では、昭和37年9月から集金人制度を実施していたことが確認でき、当時、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村において過年度分の国民年金保険料を徴収することが可能とされていた時期であった上、申立人は、同年4月からの保険料を納付していることが確認できることから、申立期間についても、この納付に併せて納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成12年2月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月31日から同年2月10日まで

私は、平成10年4月1日から12年2月10日までの期間、A株式会社に勤務していた。年金記録では、10年4月1日から12年1月31日までの加入期間となっている。同年2月10日ごろに退職したのに資格喪失日が同年1月31日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事台帳（社員基本情報）及び雇用保険の記録により、申立人の退職年月日が平成12年2月4日であることが確認できる。

申立人が所持していた貯金通帳の明細では、平成12年2月25日に最後の給与が振り込まれており、給与総支給額及び社会保険料の控除額等は不明であるものの、当該事業所は、厚生年金保険料は月末在籍の者は翌月支給の給与から控除すると回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えても不自然ではない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成12年1月31日から同年2月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失年月日を12年2月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、

社会保険事務所（当時）の 11 年 12 月の記録から 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立てに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 2 月 5 日から同年 2 月 10 日までの期間については、当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人が在籍していた事実は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年6月25日支給の賞与に係る標準賞与額を70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

私は、有限会社Aにおいて申立期間に賞与支払明細書のとおり70万円を現金で受領したのに、オンライン記録によると、申立期間の標準賞与額記録が空白となっているので、調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に支給された賞与については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届には0と記載されているが、申立人が所持する賞与支払明細書及び事業主の供述から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が所持している賞与支払明細書に支給額は70万円、厚生年金保険料4万7,530円と記載されており、申立期間当時の適正な保険料となっている。

さらに、事業主は、「申立てどおり平成16年6月25日に申立人に賞与（70万円）を支給したことは間違いが無く、厚生年金保険料を当該賞与から控除しながら、届出を誤ったために社会保険事務所（当時）に納付していない。」と供述している。

したがって、標準賞与額については、申立人が所持する賞与支払明細書の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間の標準賞与額を70万円に

することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は申立期間に係る賞与支払届における賞与額を0と過誤記入したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は11万9,000円、同年12月9日は19万4,000円、18年6月30日は17万8,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万8,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を19万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人に平

成 17 年 6 月 30 日、同年 12 月 9 日及び 18 年 6 月 30 日に合計 3 回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成 17 年 6 月 30 日支給分を 11 万 8,000 円、同年 12 月 9 日支給分を 19 万円、18 年 6 月 30 日支給分を 17 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 23 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月30日から同年5月1日まで

A社の業務縮小に伴い、私と妻の厚生年金保険被保険者資格を当該事業所から脱退させ、関連事業所であるB株式会社に加入させるように社会保険労務士事務所に依頼したが、1日の空白期間がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の従業員の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立人及び申立人の妻の厚生年金保険被保険者資格を、当該事業所から関連事業所であるB株式会社に加入させるように、当時社会保険業務を委託していた社会保険労務士事務所に依頼したと供述していることから、当該事務所に照会したところ、当該事務所の独自様式で作成し、保管している「被保険者名簿」には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和55年5月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所及び上記社会保険労務士事務所は、厚生年金保険料は当月控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 55 年 3 月の社会保険事務所（当時）の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記載から 6 万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和 55 年 5 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と記録するとは考え難いことから、申立人については、事業主が資格喪失日を同年 4 月 30 日と届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月30日から同年5月1日まで

A社の業務縮小に伴い、私と夫の厚生年金保険被保険者資格を当該事業所から脱退させ、関連事業所であるB株式会社に参加させるように社会保険労務士事務所に依頼したが、1日の空白期間がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の従業員の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の夫は、申立人及び申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格を当該事業所から関連事業所であるB株式会社に参加させるように、当時社会保険業務を委託していた社会保険労務士事務所に依頼したと供述していることから、当該事務所に照会したところ、当該事務所の独自様式で作成し、保管している「被保険者名簿」には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和55年5月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所及び上記社会保険労務士事務所は、厚生年金保険料は当月控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 55 年 3 月の社会保険事務所（当時）の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記載から 6 万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和 55 年 5 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と記録するとは考え難いことから、申立人については、事業主が資格喪失日を同年 4 月 30 日と届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA株式会社における資格取得日は昭和43年5月1日、資格喪失日は45年9月3日であり、申立期間②に係る株式会社Bにおける資格取得日は同年9月11日、資格喪失日は同年10月11日であると認められることから、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から44年11月までは1万2,000円、同年12月から45年8月までは1万6,000円、同年9月は3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月1日から45年9月3日まで
② 昭和45年9月11日から同年10月11日まで

中学校卒業後、株式会社Cに入社しました。退職の際社長から年金手帳を渡されたが、何度かの引越しで紛失してしまった。株式会社Bは友人と一緒に約2か月間勤務しました。申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和45年当時のD市E区の住宅地図において、申立人の記憶している事業所の所在地付近を調査したところ、申立期間①に係る勤務先の名称である「株式会社C」とは異なるが「A株式会社」との記載が確認された。

また、上記「A株式会社」に係る社会保険事務所（当時）の被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が4日異なる人物の、昭和43年5月1日から45年9月3日までの期間の記録が確認できる。

さらに、申立期間②に係る株式会社Bに係る社会保険事務所の厚生年金保険

被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が4日異なる人物の、昭和45年9月11日から同年10月11日までの期間の記録が確認できることから、当該両事業所の未統合の加入記録は、申立人の生年月日と4日違いであったことにより、申立人の加入記録として統合されなかったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、A株式会社の代表者名は申立人が記憶している「株式会社C」の代表者の氏名と一致し、所在地も同一である上、申立期間②に係る株式会社Bの記録において、申立人が同時に入社し、同時に退職したと記憶している友人の記録も含まれている事実も確認できる。

これらを総合的に判断すると、A株式会社及び株式会社Bの各事業主は、申立人について昭和43年5月1日及び45年9月11日にそれぞれ厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨、同年9月3日及び同年10月11日にそれぞれ資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社及び株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者名簿の記載から、昭和43年5月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から44年11月までは1万2,000円、同年12月から45年8月までは1万6,000円、同年9月は3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、株式会社Aに平成9年3月末日まで勤務したため、資格喪失日を同年4月1日とされるべきところが同年3月31日になっている。給与明細書を所持しているため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書、元同僚への照会に対する回答及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額及び平成9年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成9年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず

(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年6月25日に支給された賞与において、67万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を67万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

私は、医療法人AのB病院に平成14年4月1日から19年7月1日まで勤務したが、同年6月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、その記録が無い。申立期間について、調査して、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年6月25日に支給された賞与については、申立人の所持する賞与明細書及び医療法人Aが保管する賃金台帳から、支給された賞与(69万7,300円)から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の支給された賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する賞与明細書及び事業主が保管する賃金台帳の保険料控除額から、申立期間の標準賞与額については、67万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は過失により申立人の賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 10 日から 37 年 1 月 5 日まで

申立期間について、姉と一緒に、叔父が経営するA株式会社で働いていた。正月休みに実家に帰り、そのまま姉と一緒に退職した。姉は、同社の勤務期間の年金を受給しているにもかかわらず、私は脱退手当金を受給したことになる。脱退手当金をもらった記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和37年12月24日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るが、申立人と同日に退職している申立人の姉の欄にも「脱手」の表示が有るものの、オンライン記録には脱退手当金の支給記録が無い上、同被保険者名簿に「脱」表示が無い同僚について、オンライン記録に脱退手当金の支給記録が有るなど、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適切に行われていたとは認め難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨の記録が無く、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

加えて、申立人の姉は、「私は、妹と一緒にA株式会社で働いていた。当該期間については、年金をもらっている。一緒に退職後、実家に住んでいたので、

妹が脱退手当金を受給していたら分かるはずである。」と供述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月21日から同年9月5日まで

昭和45年1月21日付けでA労働組合から、A株式会社B工場に再転籍し、給料をもらっていたので、厚生年金保険料が当然控除されていたと思う。昭和45年9月5日までの加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和42年2月6日から45年12月20日までA株式会社B工場及びA労働組合に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所（当時）の記録では、45年1月21日にA労働組合の被保険者資格を喪失し、同年9月5日にA株式会社B工場で資格を再取得したとされており、申立期間が未加入期間とされている。

しかしながら、A労働組合の上司及びA株式会社B工場に勤務していた複数の同僚は、「申立人は申立期間において、正社員として継続して勤務しており、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述しており、申立人が申立期間についてA株式会社B工場に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

また、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会によると、申立人の資格取得日は昭和42年2月6日、離職は45年12月20日とされている。

さらに、A株式会社の工場からA労働組合に転籍し、その後、同社の工場に復帰した7人の厚生年金保険加入記録を見ると、7人全員に空白期間は無く、加入期間は継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社B工場において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の人事異動を経験した同僚7人のうち、4人が異動後においても同等の標準報酬月額であることから、申立人のA労働組合の被保険者原票の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から46年3月まで

私は、昭和44年8月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月ごろ、A市で国民年金の加入手続きを行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、46年1月にB市で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、現年度納付及び過年度納付によることとなるが、申立人の所持する国民年金手帳の「昭和45年度国民年金印紙検認記録」には検認印が無いことから、現年度納付されなかったものとみるのが相当である上、保険料をさかのぼって過年度納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1540 (事案 940 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年8月まで

婚姻後、同居していた義父が夫の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付してくれたはずである。厳格で几帳面であった義父が、夫の保険料を納付しながら、私の保険料を未納とするとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金保険料納付の前提となる申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和41年12月にA区で払い出されているが、申立人の手帳記号番号は50年10月にB区で払い出されていることから、申立人の義父が申立期間の保険料を申立人の夫と一緒に納付してきたとする申立内容とは符合しないこと、ii) 申立人の年金手帳には、初めて被保険者になった日が昭和50年9月29日と記入されていることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、申立人の加入資格は所持する年金手帳において任意加入とされており、この時点において申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたとみるのが相当であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厳格で几帳面であった義父が、申立人の夫の国民年金保険料を納付しながら、申立人の保険料を未納とするとは考えられないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、上述のとおり、国民年金保険料を納付するには、国民年

金手帳記号番号が必要であるが、申立人の夫の同手帳記号番号は、昭和41年12月に払い出されているのに対し、申立人については、50年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人の義父は、申立期間の保険料を申立人の夫と一緒に納付することはできなかったものと考えられることから、再申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1541（事案 87 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 49 年 1 月まで

社会保険労務士であった私の父親が、昭和 36 年 4 月ごろ国民年金の加入手続をしてくれた。その父親から、国民年金保険料を納付していれば老後に年金が受給できると聞いていたので、会社を退職した際も国民年金に任意加入し、保険料を納付した。申立期間の保険料は、集金人に納付し、国民年金手帳に検認の印を押してもらっていたので、未納とされていることに納得できない。なお、氏名については、「A」と間違われることもあるため、再調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 国民年金の再加入手続と併せて付加保険料の納付も開始したとしているが、申立人が付加保険料納付を開始した時期は、昭和 49 年 6 月であること、ii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、昭和 46 年 1 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、申立人の夫が、49 年 2 月 16 日に会社を退職したことに伴い、同日に国民年金に再加入していることが、特殊台帳（申立期間当時

の国民年金被保険者台帳) から確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人について、「A」及び婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな情報・資料とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 16 日から 47 年 5 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、株式会社Aで勤務していた期間が未加入期間になっていることが分かった。当該期間については同社に勤務しており、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、未加入期間となっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主は、申立人が期間の特定はできないものの株式会社Aに勤務していたと供述していることから当該事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁（当時）の記録において当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 48 年 2 月 1 日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった事実は確認できない。

また、上記事業主は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 2 月 1 日より以前は、従業員に対し個人で国民年金に加入するよう指示したと供述しており、社会保険事務所の記録では、当該事業主が申立期間に国民年金に加入し、納付している期間があることが確認できるとともに、適用事業所となった同日で厚生年金保険被保険者となった 9 人について、同日以前に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者となった記録は無く、申立期間においては国民年金に加入している者も確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年2月28日まで
昭和25年4月にA高等学校B科の定時制に入学し、職業安定所の紹介によりC株式会社に入社し、工員として10か月程勤務したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。失業保険を受給していたので、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び当時のC株式会社の業務内容に関する申立人の申立内容から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が勤務していたと供述をしている同僚は、申立人がいつからいつまで勤務していたかは記憶しておらず、当該事業所は、昭和26年7月16日に適用事業所でなくなっており、元事業主も所在が不明であるため、申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険の適用についての事実を確認することはできない。

また、申立人が氏名を記憶している同僚は、一人を除いて既に亡くなっているか所在が不明であり、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚に対して照会したが、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が勤務していたと述べている同僚は、昭和22年3月に中学校を卒業後すぐに当該事業所に就職し、4年間勤務したとしているが、

オンライン記録によると、当該事業所における厚生年金保険の加入期間は24年12月10日から26年7月16日までの1年7か月となっていることから、当該事業所においては、必ずしもすべての従業員について直ちに厚生年金保険の加入手続きを行っていなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名の記載はなく、健康保険の整理番号に欠番はないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 3 年 3 月 31 日付けで A 株式会社を退職したが、社会保険庁(当時)に記録されている資格喪失日は、同年 3 月 31 日となっているので、私の厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の文書回答及び事業所が保管している雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主控)において、申立人の離職日は平成 3 年 3 月 30 日であることが確認できることから、当該事業所が社会保険事務所(当時)に同年 3 月 31 日を資格喪失日として届出を行ったことがうかがえる。

また、B 厚生年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳の記録においても、申立人が平成 3 年 3 月 30 日に当該事業所を離職し、同年 3 月 31 日に資格喪失したことが確認できる。

さらに、当該事業所は、「当社で保管していた雇用保険被保険者離職証明書、厚生年金基金への届出など退職に伴う書類の本人控え分は、退職時に申立人に交付している。会社としては、退職時に退職日の取扱いについては申立人に告知している。」「給与締日は毎月 20 日で厚生年金保険料の控除は翌月であるが、最後の賃金対象期間がある平成 3 年 3 月 21 日から同年 3 月 30 日までの給与から 3 月分の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日に、A 株式会社就職し、43 年 3 月 31 日まで勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、同年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失していることが分かった。同事業所には同年 3 月 31 日まで勤務した記憶があるので、申立期間の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社へ照会したところ、同事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無については不明である旨の回答をしており、申立てに係る事実について確認することはできない。

また、申立人が記憶していた元上司 1 人及び申立期間当時、A 株式会社で勤務していた元同僚 32 人に対し照会を行ったところ、22 人から回答があったが、申立人のことを記憶している者はいたものの、具体的な勤務期間について記憶している者はおらず、申立期間における申立人の勤務実態について確認することはできない。

さらに、申立人の A 株式会社における雇用保険の記録によると、離職年月日は昭和 43 年 2 月 29 日であり、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の資格喪失日は翌日の同年 3 月 1 日と記載されていることから、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりに届出を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 43 年 10 月 1 日まで
私は、A社（その後、株式会社Bを経て、株式会社Cに名称変更）に昭和 39 年 8 月から平成 14 年 9 月 1 日まで勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、資格取得日が昭和 43 年 10 月 1 日となっているため、申立期間の記録が空白となっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、元事業主の供述、閉鎖登記簿の記録及び申立期間のものと思われる写真により、推認できる。

しかしながら、株式会社Bは昭和 43 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる上、当初からの被保険者となっている申立人、元事業主、他の親族 2 名及び従業員 1 名もそれ以前の会社における被保険者期間の記録は確認できない。なお、閉鎖登記簿によると、同社は同年 8 月 13 日に設立され、当初から申立人が取締役就任していることが確認できる。

また、元事業主は「当該事業所は申立期間に適用事業所とはなっておらず、保険料控除も納付もしていない。また、申立人は妻で役員であった。」との供述をしている。

さらに、同僚等に照会したところ、多くが既に亡くなっており、回答があった唯一の同僚からも申立内容を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和18年4月から19年4月までの12か月間について未加入となっていることが分かった。この間は、A市にあったB株式会社に入社し見習工として勤務していた期間である。この期間について、厚生年金保険が未加入期間となっていることは納得いかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社C工場は既に廃業しており、役員の所在も不明のため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人は尋常高等小学校(当時は国民学校高等科)を昭和18年に卒業し、当該事業所に同年4月に入社したと申し立てているが、申立人と同様に、19年4月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人と同学年の同僚(昭和4年4月2日から5年4月1日生まれ)に照会したところ、複数の同僚が、19年に尋常高等小学校を卒業し、当該事業所に入社した旨を供述しており、見習い期間中も含めて当該事業所に勤務した期間と厚生年金保険の加入記録は一致していると供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得年月日は昭和19年4月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 12 月 2 日まで

私は、昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 12 月 2 日までキャンプ A（駐留軍施設）で勤務したが、その間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、駐留軍施設に勤務していた複数の同僚の供述及び申立人自身が当時の状況を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間当時駐留軍施設に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は「高校 2 年（昭和 27 年 4 月以降）の時から、16 時から 23 時頃までの勤務で駐留軍施設のルームボーイのアルバイトに 1 年位従事した後、高校を中退して正社員になり、9 時から 17 時の勤務時間になった。」と供述している上、申立人を記憶している同僚の一人は、「自分は昭和 29 年 7 月頃から勤務したが、同年 12 月 3 日から正社員扱いになり、同時期から厚生年金保険が適用されている。申立人は私と同じく、昭和 29 年 12 月頃より正社員扱いになったと思う。それまではアルバイトであった。」旨供述していることから、申立人は申立期間においては、正社員として厚生年金保険の適用を受ける以前の期間であったことがうかがえる。

また、申立人が当時自分たちの取りまとめ役であったと記憶している同僚についても、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を昭和 29 年 12 月 3 日に取得しており、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、複数の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

加えて、駐留軍関係者の資料を保管しているB県に照会したところ、「調査した結果、申立人の状況を確認できる資料は無い。」と回答している上、C局に申立人に関する資料等の有無を照会しても「依頼のあった件について確認を行ったところ、該当する資料は無かった。」と回答していることから、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 26 日から 62 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 10 月 26 日から 62 年 11 月 1 日まで株式会社A（後に、株式会社Bに商号変更）C店に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、加入記録が無い。

私は、上記期間に株式会社AのC店に勤務し、給与から厚生年金保険料等を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は株式会社AのC店に勤務していたと供述しているが、申立期間に当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人に関する情報を得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。

また、当時株式会社Aの社会保険手続を担当していた社会保険労務士に照会しても、申立期間当時の当該事業所の賃金台帳等の関連資料は保管されていない上、「当事務所が作成した株式会社Aの社会保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない。」と供述していることから、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、上記社会保険労務士及び申立期間当時に株式会社Aに勤務していた複数の従業員が、「株式会社Aでは、パートタイム従業員は社会保険に加入させていなかったと思う。」と供述している上、上記従業員のうちの一人が、「当時の従業員数は 100 人ぐらいだが、ほとんどがパートタイムやアルバイト従

業員で、正社員は各店舗で3人から4人であり、全体でも30人弱しか存在しない。」旨供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所で勤務を開始したとしている昭和61年10月の厚生年金保険の被保険者数は24人であることから、申立期間当時当該事業所では、勤務していた従業員のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間において、申立人の株式会社Aに係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、株式会社Bは平成18年に破産し厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の元事業主及び破産管財人に照会しても、申立期間当時の貸金台帳等の関連資料の存否は不明のため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、株式会社Aの申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号が連続しており欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月 30 日から 53 年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 8 月 1 日から 55 年 8 月 26 日まで

申立期間①については、A市B区(現在は、C区)にあった株式会社Dに、申立期間②については、E市F区にあった有限会社Gに勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、厚生年金保険の被保険者期間として算入されていないので調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 12 月 30 日に厚生年金保険の資格を喪失すると同時に、その当時の法令に基づき、厚生年金保険の老齢年金の受給資格を得るため、社会保険事務所(当時)に申し出て、同日から老齢年金の受給資格を得る 53 年 8 月 1 日まで厚生年金保険の任意継続被保険者の資格を取得し、申立人が厚生年金保険の任意継続被保険者として厚生年金保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。

また、申立期間①の期間に勤務していたとするA市B区にある株式会社Dは、被保険者名簿及びオンライン記録によると厚生年金保険の適用は、昭和 57 年 7 月 1 日からであり、申立期間①の時期において厚生年金保険は適用されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、「任意保険料等の支払いは妻の国民年金保険料の支払い時に同じように行っていた。また、同社の勤務期間において、社会保険

料を控除された記憶は無い。」と供述している。

一方、申立期間②について、申立人は当時の作業内容や作業の従事人数等の詳細を供述していること及び事務担当の元同僚が「会社の内情や従業員の名前が一致することから勤務していたことは確かだ。」と供述していることから、申立人が申立期間当時、有限会社Gに勤務していたと推認できる。

しかし、申立人は「給与から社会保険料の控除を受けたことが無い。」と回答しているなど、申立人の正確な勤務の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 33 年 2 月 28 日まで

A工場に昭和 31 年 11 月から 33 年 2 月まで勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、記録が無いことが判明した。入社した際に、厚生年金保険の被保険者証を会社に提出し、退社の際に返却してもらったことを憶えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間のうち一部の期間において、A工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 33 年 3 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に廃業しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、事業主の親族に照会したものの、申立てに係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用を確認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

また、上記の元同僚の供述においても、申立人の勤務期間は明確ではなく、申立人が勤務していたこと以外、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

さらに、申立人及び元同僚の供述から、申立期間当時、当該事業所には 20 人程度の従業員が勤務していたものと推認できるが、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者数は 8 人であることが確認できることから、事業主は、当時、一

部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、上記の被保険者名簿において、新規適用を受けた昭和 30 年 4 月 1 日及び同年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の加入手続を行った以降、33 年 3 月 19 日に全喪するまで新規に厚生年金保険被保険者の名前が記載されていないことが確認できるため、申立期間において申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届が提出されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月 1 日から 60 年 8 月 31 日まで
② 昭和 60 年 9 月 21 日から平成 4 年 7 月 21 日まで

申立期間①についてはA株式会社に、申立期間②についてはB株式会社C部に勤務していましたが、ねんきん定期便が届き、記載されている厚生年金保険料納付額が、源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額と比べ、大幅に少ないので調べてほしい。

また、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額の1年間の合計額が、源泉徴収票に記載されている支払金額と比べると少ないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料納付額と、源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額と比較すると、厚生年金保険料納付額が大幅に少ないとして申し立てているが、オンライン記録に記録されている申立人に係る標準報酬月額を基に、健康保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金、雇用保険料を当時の料率から計算すると、源泉徴収票に記載されている金額とほぼ一致することから、標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

また、申立人は、標準報酬月額に疑義があると主張し、事業主に照会をしたが、A株式会社は、平成4年12月に破産しており当時の賃金台帳等の関連資料は既に廃棄されて残っておらず、B株式会社C部も既に休業しており、健康保険組合及び厚生年金基金においても当時の関連資料は残されていないことから、申立期間における申立人の報酬月額を確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 15 日から 41 年 2 月 1 日まで
私は脱退手当金を受け取っていない。脱退手当金が支給されたとする時期は、退職後、結婚して妊娠しており、脱退手当金の手続をする暇も無かったので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有り、被保険者名簿に記載されている脱退手当金の受給要件を満たす30人のうち、オンライン記録で脱退手当金を受給していることが確認できる申立人を含む6人全員に「脱」表示が有る。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年5月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 16 日から同年 10 月まで
(A株式会社)
② 昭和 39 年 10 月から同年 11 月まで
(B 関連会社)
③ 昭和 39 年 12 月から 40 年 5 月 1 日まで
(株式会社C)

申立期間①について、厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 39 年 5 月 16 日となっているが、同年 10 月まで勤務していた。

申立期間②について、D 県 E 市の B 関連会社に勤務していたが、厚生年金保険が未加入となっている。

申立期間③について、株式会社 C に勤務していたが、同社の厚生年金保険加入期間は昭和 39 年 6 月 1 日から同年 9 月 5 日までとなっており、誤まっている。

申立期間の厚生年金保険加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 株式会社には照会したところ、「申立期間当時の賃金台帳等関連資料を保管していない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立人は申立期間当時の同僚について氏名を記憶していないことから、同社において、申立人と同じ昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚に照会を行ったが、申立人を記憶している者はいないことから、申立てに係る事実を確認できる供述を得ること

ができない。

申立期間②について、申立人は、D県E市に所在するB関連会社の営業所に訪問販売員として勤務し、給料は歩合制であったと主張しているところ、F株式会社は、申立期間当時、同市に支店があり、Bグループで訪問販売を行っていたのは同社のみであると回答していることから、申立人が勤務していたと主張する事業所はF株式会社であると考えられるが、同社は、「営業職は雇用形態が多岐に分かれていたが、歩合給の販売員は社会保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立期間当時勤務していた複数の同僚が、「歩合制の販売員は、厚生年金保険には未加入であった。」と供述していることから、申立期間当時、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

さらに、F株式会社は、申立期間当時の関係資料を保管していないと回答しており、人事記録等による申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

申立期間③について、株式会社Cは昭和49年12月3日に解散しており、申立人の同社での在籍期間及び厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間当時、株式会社Cに勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について、確認することはできない。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日及び喪失日は、昭和39年6月1日及び同年9月5日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致しており、被保険者名簿の申立人の欄には、資格喪失届が提出された時期を示す「喪失昭和39年12月26日 受付」の記載及び健康保険証が返却されたことを示す「証返」の欄に○印が有ることが確認できるほか、申立期間の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が誤って記載されたとは考えにくい。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月26日から29年3月27日まで
私は、申立期間当時、脱退手当金という制度を知らず、脱退手当金を受給した記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、「脱退手当金 18,655 円 29. 12. 18」等と記載されており、脱退手当金の支給金額等はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金は昭和29年12月18日に支給決定されており、当時は20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できない通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。